（業務実施コスト計算書関係）

1．国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

原則として、近隣の地代や賃借料を参考に計算している。一部については、国立大学法人会計基準に定める合理的な仮定計算によっている。

2．政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年３月末利回りを参考に0.560％で計算している。

3．引当外退職給付増加見積額

国又は地方公共団体からの出向職員に係る者は、29名、31,458千円である。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債及び政府保証債に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センター及び民間銀行からの借入れによっている。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、国債及び政府保証債を保有しており株式等は保有していない。

また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金及び用地購入資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

リース債務は、主に附属病院の診療機器に係るものであり、ＰＦＩ債務は、「筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業」及び「筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業」に係るものである。

未払金は、主に業務費、一般管理費及び固定資産の取得に係るものである。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差　額
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	14,303,705	14,364,190	60,485
⑵　現金及び預金	7,467,615	7,467,615	—
⑶　未収附属病院収入	4,370,254		
徴収不能引当金（※２）	△ 139,264		
	4,230,989	4,230,989	—
⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金	(2,807,818)	(3,090,916)	283,098
⑸　長期借入金	(29,330,409)	(30,699,243)	1,368,834
⑹　リース債務	(2,612,334)	(2,619,343)	7,009
⑺　ＰＦＩ債務	(30,704,782)	(30,864,081)	159,299
⑻　未払金	(10,998,413)	(10,998,413)	—

（※１）　負債に計上されているものについては、（　）で示している。

（※２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

㈫　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらのうち国債及び政府保証債については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑵　現金及び預金、並びに⑶　未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権等については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定している。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑸　長期借入金、⑹　リース債務及び⑺　ＰＦＩ債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、リース、ＰＦＩ取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑻　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（減損関係）

1．減損の認識

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

記号	用　途	種　類	帳簿価額		場　所
A	研修施設（石打研修所）	土地	115,000千円	計 138,010千円	新潟県南魚沼市舞子
		建物	21,391千円		
		構築物	1,619千円		
B	職員宿舎（一戸建）	建物	49,424千円	計 49,532千円	茨城県つくば市並木３丁目
		附属設備	108千円		
C	職員宿舎（集合住宅）	建物		13,227千円	茨城県つくば市並木４丁目
D	外国人教師等宿泊施設	建物		22,329千円	茨城県つくば市松代
E	職員宿舎用地	土地		821,000千円	茨城県つくば市竹園３丁目
合　計				1,044,098千円	

⑵　減損の認識の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

①　Ａの研修施設（石打研修所）については、建物及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（テニスコート排水設備等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

②　Ｂの職員宿舎（一戸建）については、建物と附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（屋外排水設備）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。